

函館スキー連盟 功労者表彰規程

函館スキー連盟

第1条（目的）

この規定は、函館スキー連盟規約第31条に基づき功労者表彰について定め、函館スキー連盟（以下「本連盟」という。）加盟団体に於いて、スノースポーツの健全な普及発展に寄与し、その業績が顕著な者の表彰を行うことを目的とする。

第2条（表彰の要件）

表彰は、次の各号により行う。

- (1) 加盟団体の役員として在籍10年以上の者で、特に功労・功績のあった者。
- (2) 本連盟が特に認めた者。

第3条（候補者の推薦）

第2条に該当する者は、本連盟に加盟する団体からの推薦による。

第4条（受賞者の選考）

表彰受賞者は、本連盟の理事会で決定する。

第5条（表彰）

総会に於いて表彰状を授与する。

第6条（補則）

この規程の運用上の事項は、別記「功労者表彰推薦要領」による。

附則

- 1 この規程は、2005（H17）年11月27日から適用する。
- 2 この規程は、2021年 6月 1日改正する。

<別記>

功労者表彰推薦要領

- 1 この要領は、函館スキー連盟（以下「本連盟」という。）功労者表彰規程第6条に基づき、表彰における推薦について定める。
- 2 候補者は、本連盟功労者表彰規程第2条第1項の要件を満たし、且つ、年齢65歳以上の者であること。
- 3 候補者の推薦は、別紙「功労者表彰推薦書」を本連盟事務局へ提出するものとする。
- 4 全日本スキー連盟及び北海道スキー連盟の表彰を受けた者は、推薦の対象外とする。